

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度 申請書

（あて先）静岡県知事 様

「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度実施要綱」に基づき、以下のとおり申請します。

※記入上の注意

申請は、店舗毎に行っていただく必要があります。
 該当する場合、口にチェックマーク（✓）を記載してください。
 すべての必要項目がチェックされていない場合、認証は得られません
 （一部、必要でないものを除く）。

申請年月日： 年 月 日

申請者情報

会社名・事業者名：	<input type="checkbox"/> 個人事業主
法人番号（法人の場合）：	
会社・事業所所在地：	〒
（ふりがな）：	生年月日：T・S・H 年 月 日
代表者氏名：	
代表者住所：	〒
（ふりがな）：	
申請担当者氏名：	
申請担当者連絡先：（電話）	
（mail）	
（ふりがな）：	
店舗名称：	
飲食業許可証の番号：	
店舗所在地：	〒
店舗ホームページ URL：	
産業分類コード（別表1より選択）：	
感染症対策の考え方：	

<p><input type="checkbox"/> 以下の内容に同意します。</p> <p>ふじのくに安全・安心認証（飲食店）を受けるためには、ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度実施要綱により、申請の後に現地確認等を行わせていただきます。</p> <p>また、入力いただいた個人情報は、ふじのくに安全・安心認証（飲食店）の申請に係る個人情報の取り扱いについてに記載した目的のみに利用させていただきます。</p>
<p><input type="checkbox"/> 当店舗は、以下の項目には該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none">・暴力団であるもの又は役員に暴力団員がいるものが営む施設・店舗内で飲食することを主たる目的とした設備を有さない飲食店（テイクアウト・デリバリー型の店舗、キッチンカー、露天の店舗等）
<p>現地確認立会い担当者氏名： 現地確認立会い担当者連絡先：（電話） （mail）</p>

1. 来店者の感染症予防

<p>(1) 入店・注文・支払い</p>
<p>7（エレベータ）</p> <p><input type="checkbox"/> 乗車人数制限等を行っている。（乗車人数： 、乗車制限人数： ）</p> <p><input type="checkbox"/> エレベータ内での会話を控えるよう案内している。</p> <p><input type="checkbox"/> エレベータはない。</p>
<p>8（送迎車）</p> <p><input type="checkbox"/> 乗車人数制限等を行っている。（乗車人数： 、乗車制限人数： ）</p> <p><input type="checkbox"/> 送迎車内は十分に換気するとともに、車内での会話を控えるよう案内している。</p> <p><input type="checkbox"/> 送迎車はない。</p>
<p>9（送迎車がある場合の送迎車の遮蔽）</p> <p><input type="checkbox"/> 送迎車の運転席と後部座席をアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽している。</p>
<p>(2) 食事・店内利用</p>
<p>27（喫煙スペースがある場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 喫煙スペースがある場合は、一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう要請している。</p>

2. 従業員の感染症予防

<p>33（休憩スペースの使用制限）</p> <p><input type="checkbox"/> 休憩スペースでは、マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、1m以上の対人距離を確保し、対面での食事を避け、食事中等のマスク非着用時は会話を避けている。</p>
--

6. 接待を伴う飲食店における感染症予防

53 (入場の制限)

- 2週間以内に感染拡大地域を訪問している、新型コロナウイルス陽性者・濃厚接触者に接触している場合は、入場しないよう表示している。
- この項目には該当しません。

54 (人数制限)

- 1テーブルは4人以下とし、5人以上の団体は複数テーブルに分けている。
- この項目には該当しません。

55 (席間の移動制限)

- 来店者に席間を移動しないよう案内している。
- この項目には該当しません。

56 (相席の制限)

- 他グループと相席にならないよう案内している。
- この項目には該当しません。

57 (店舗利用者の記録・保管)

- 一ヶ月間、すべての店舗利用者の氏名及び連絡先を記録・保管している。
- この項目には該当しません。

7. カラオケ等の歌唱を伴う飲食の場における感染症予防

58 (利用者が触れる部分の消毒対策)

- ドアノブ等の利用者の手が触れる場所を最小限にする工夫を行っている。特に高頻度接触部位（マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、椅子の背もたれ、電気のスイッチ、インターフォン、蛇口、手すり、エレベータのボタン、エスカレーターのベルト、セルフドリンクコーナーの設備等）の消毒対策を徹底している。
- テーブルに必ず手指消毒用アルコールを設置し、マイクやリモコン等、他の人と共有するものに触れる前には手指消毒を行うように表示している。
- この項目には該当しません。

59 (マスクの着用等の表示)

- マスクを必ず着用して歌唱するよう表示している。
- 歌唱をしていない場合もマスクを必ず着用することを表示している。
- マスクを着用しても大声の歌唱では飛沫が多く飛び、感染のリスクがあることを表示している。
- この項目には該当しません。

60 (入室人数の制限)

- 感染防止のための利用者管理が必要であり、家族等の関係の深いグループを基本とし、室内への入室者数は定員の50%としている。
- この項目には該当しません。

61 (店舗利用者の記録・保管)

- 来店の際、利用者毎に氏名及び連絡先を記録し、一ヶ月間保管している。
- この項目には該当しません。

62 (歌唱時の対人距離の確保)

- 歌唱に際して、対人間の距離を2m以上とることを表示している。
- この項目には該当しません。

現地確認希望日程 (土日を除く)

※都合の悪い曜日に「×」を記載してください。

後日、事務局から現地確認立会い担当者あてに日程調整の連絡を差し上げます。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	(例)
午前 (10:00~12:00 頃)						
午後 (12:00~17:00 頃)						×

※現地確認に要する時間は、1時間程度です。

※申請が混み合っている場合、申請から現地確認まで日数を要する場合や、必ずしも現地確認希望日程に添えない場合があります。

産業分類コード

標準産業分類コード	標準産業分類名
7600	主として管理事務を行う本社等
7609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
7611	食堂、レストラン（専門料理店を除く）
7621	日本料理店
7622	料亭
7623	中華料理店
7624	ラーメン店
7625	焼き肉店
7629	その他の専門料理店
7631	そば・うどん店
7641	すし店
7651	酒場、ビヤホール
7661	バー、キャバレー、ナイトクラブ
7671	喫茶店
7691	ハンバーガー店
7692	お好み焼き・焼きそば・たこ焼き店
7699	他に分類されない飲食店